

「地域の会」委員質問への回答

〈三井田委員〉

(新潟県に対する質問)

事故が発生した場合、警察官、消防官、自衛官は、住民の為に自信を犠牲にしても救助してくれます。

然し、避難するバスを運転する方に、その覚悟があるでしょうか？

法律の制限がありますから、これに対してどう対応するかを説明してください。

回 答

- 1 県は、昨年10月に県バス協会と「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定」を締結し、原子力災害時における避難者の輸送について、バス事業者から協力いただく際の枠組みを整備しました。

避難者の輸送業務について、運転手の方々に協力を義務付けるものではありませんが、運転手の方々から災害時に協力いただけるよう、研修や訓練などを通し、安全対策や放射線の知識等について理解を深めていただくなどの取組を続けていきます。

なお、被ばく線量が1ミリシーベルトを超えることが見込まれる場合は、自衛隊や消防などの実動組織による輸送に向け調整を実施します。

令和3年8月4日
新潟県

「地域の会」委員質問への回答

〈高木委員〉

(新潟県に対する質問)

※地震との複合災害発生時の交通網確保について

地震の影響で避難経路の一般道や高速道路が甚大な被害を受けた場合の復旧方法（優先順位、復旧時期など）は検討されているのか。PAZ、UPZ別に説明をお願いします。

回 答

- 1 地震等との複合災害により避難道路が被災した場合の対応については、新潟県地域防災計画（震災対策編）に基づき、各道路管理者と県警察、消防機関、自衛隊等が、災害の状況やPAZ、UPZなどの区域等に応じて、道路啓開等の緊急措置を協力して実施することとしており、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路等を優先して行います。

「地域の会」委員質問への回答

〈竹内委員〉

(新潟県に対する質問)

1. 自然災害が原因で原子力発電所の事故が起きる複合災害の場合には、地震や豪雨土砂災害などの自然災害に対する喫緊の避難行動を、被ばく回避に優先させなければなりません。また、地震や台風などでは家屋の損傷が予測され、屋内退避をしても被ばくを低減できない状況になることも考えられます。被ばくを前提としていても実現可能な行動計画ができれば、「実効性のある避難計画」とされてしまうのでしょうか。
2. 要配慮者の避難について
 - (1) 施設入所者等について
 - ① 風向きなどの状況によっては原発から海を隔てて 30 数キロの県立コロニー白岩の里にも放射性物質が流れてゆき、放射線物質放出後も屋内退避を続けなければならないこともあると思います。避難よりも屋内退避を優先すべき人が大勢入所されているコロニー白岩の里は、放射線防護施設にする工事をする必要があるのではないのでしょうか。
 - ② 認知症の方がいる特別養護老人ホームや重度知的障害のある方がいる障がい者福祉施設、特別支援学校では、いつもよりも狭い空間に大勢で長時間いること自体がストレスとなり、不穏の原因になると思われます。これらの施設などから「対応は困難」との声は上がってないのでしょうか。
 - ③ PAZ には、4～12 人の障がい者などが共同生活を送る、いわゆるグループホームが 10 カ所あり、中には常時職員がいるわけではないというホームもあります。また、宿泊機能も持つ小規模多機能介護施設が 3 カ所あります。夜間の職員体制が 0～1 人のこれらのホームでは、夜間に警戒事態となった場合、どのような体制をとる予定なのでしょうか。また外部からの支援の予定はあるのでしょうか。
 - ⑤ PAZ には介護や福祉の通所施設も 14 カ所あるとのことですが、これらの施設では避難の際には家族が迎えに来るのが前提なのでしょうか。PAZ への避難指示後だけでなく、一時移転指示が出た後も病院や福祉施設、学校などで業務に当たり続けなければならない人がかなり多くいることを考えると、児童生徒の迎え同様、仕事をしている家族が迎えに行くということは現実的ではないのではないのでしょうか。
 - (2) 入院患者について
 - ① 柏崎市総合医療センターと新潟病院について、病院全体に放射線防護対策が行われているのか、一部なのか、一部の場合にはどのくらいの範囲なのかを教えてください。

② 新潟県原子力災害広域避難計画 10-5 に載っていないということは、柏崎以外の UPZ 内の入院施設のある病院の放射線防護対策はまだ行われていないということでしょうか。

③ UPZ への一時移転指示が出た際に、UPZ 内の避難が困難な患者がいる病院には、どの職種のどの程度の人数の職員が残ることになるのでしょうか。

(3) 在宅の避難行動要配慮者について

① 在宅の避難行動要配慮者を把握して避難を支援することは、日ごろそこに暮らしている人や土地勘があるひとでないと難しいと思われまます。在宅の避難行動要配慮者の避難を支援するのは町内会や民生委員、地元の消防団なのでしょうか。

② 町内会などの互助組織に対してどこまで配慮者への避難支援を求めるのか、健康被害があった場合はどのように補償していくのか整理して頂きたい。

3. 感染症流行時の核防護施設の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症のような感染症が流行していた場合、換気のできない核防護施設ではどのように対応する予定でしょうか。またバスでの避難の場合も、換気はどうするのかについてと、間隔をあけて座るとなると2倍以上の台数が必要になると思われまます。自然災害との複合災害では自然災害への対応を優先するという方向性になりましたが、感染予防と被ばく回避ではどちらを優先させるのでしょうか。

回 答

1 原子力災害発生時における住民の皆さんの被ばくの考え方について、県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県民の安全を最優先に、被ばくが健康に影響のないようにとどめられ、かつ、大きな混乱なく確実に実行できることについて相当程度の確証が持てるよう、広域避難計画を策定しています。

2 要配慮者の避難について

(1) 施設入所者等について

① 国において、放射線防護対策工事の補助対象を、原子力発電所から概ね半径10km 圏内の要配慮者等の屋内退避施設、または原子力発電所から概ね半径30km 圏内の災害時に孤立するおそれのある要配慮者等の屋内退避施設等としているため、現時点では当該施設について放射線防護対策工事を実施する予定はありません。

② ご指摘のとおり、狭い空間や大勢での避難生活は、避難者の心身に影響を与えることが懸念されるため、健康状態を確認する等体調管理に配慮が必要と考えまます。

原子力災害発生時における要配慮者対応については、各施設において事前に避難計画を策定することとされており、ご指摘の点も考慮しながら、施設管理者において避難計画を策定していただくようお願いしているところです。

今後も、災害発生時において適切に対応できるよう、随時、施設管理者からの相談に応じてまいります。

- ③ 地震等の予測不能な災害において、各施設において策定している災害ごとの対応マニュアル等に基づき、可能な限り職員が施設へ駆けつけ入所者を避難させることとなります。

原子力災害時においても同様であり、夜間の避難も想定した原子力災害避難計画を策定しており、基本的にはあらかじめ応援に駆けつける職員や緊急連絡網を定めて、速やかな安否確認や避難誘導等ができる体制を構築しております。

また、外部からの支援については、避難を行う人材が不足する場合に、避難元の市町村からの要請を基に、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行うこととしています。

- ⑤ 通所型の社会福祉施設においては、原子力災害時に、利用者をご家族等へ引き渡すことを想定しています。

(2) 入院患者について

- ① 柏崎総合医療センター（地下1階、地上7階建）については、1階及び2階の一部が放射線防護区画となっています。

また、新潟病院（地上8階建）については、1階の一部を除き全部が放射線防護区画となっています。

- ② 国において、放射線防護対策工事の補助対象を、原子力発電所から概ね半径10km圏内の要配慮者等の屋内退避施設、または原子力発電所から概ね半径30km圏内の災害時に孤立するおそれのある要配慮者等の屋内退避施設等としています。

県地原子力災害広域避難計画 10-5 ページの「放射線防護対策実施施設一覧」に掲載されている施設のほか、令和2年3月の広域避難計画改定後に工事が完了した、医療法人明生会関病院（柏崎市）が放射線防護対策実施済の施設です。

- ③ 避難困難患者に対する各病院の職員体制については、個々の病院等で入院患者や施設設備の状況が異なることから、県として統一的に定めるものではなく、各病院等が、個々の状況に応じ、屋内退避を継続するために必要な体制を整備することとしています。

(3) 在宅の避難行動要支援者について

- ① 在宅の避難行動要支援者の避難については、県広域避難計画において、市村が策定する要配慮者避難支援計画に基づき実施することとしています。

県としては、バスや福祉車両など避難手段の確保等の対策を進めていきます。

- ② ①の回答のとおり。

3 原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策については、内閣府が昨年11月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を作成しています。

ガイドラインでは、放射線防護対策施設における屋内退避の際は、窓等による換気を行わず、陽圧化装置を起動させることによりフィルターを通した清浄な空気を外から取り入れることとし、バス避難の際は、十分な間隔を空け着席し、放射性物質の放出に注意しつつ30分に1回程度換気を行うよう努めることとしています。

また、ガイドラインでは、感染予防と被ばくの回避の優先順位について、自宅や親戚宅で屋内退避する際は、被ばくを避けることを優先し原則換気は行わないものとし、医療機関や社会福祉施設等で屋内退避する際は、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ30分に1回程度換気を行うよう努めるなど、状況に応じて対応することとしています。

「地域の会」委員質問への回答

〈宮崎委員〉

(新潟県に対する質問)

質問1. 県の広域避難計画に「今後も随時更新」とか「国でなければ解決できない課題」「引き続き、・・・検討」などと言っていますが、県の広域避難計画は「未完成」ということでしょうか。

質問2. 県は県民の生命財産を守る義務があります。県の広域避難計画はその義務を果たす手段だと思えます。県は避難計画未完成の間に原発事故が起こったら、生命財産を守れないと思っていると思えます。県は避難計画が未完成でも、原発再稼働を了解するのでしょうか

質問3. 避難計画の難しさは、原発が国の「原子炉立地審査指針」を無視していることにあると思えます。

○「原子炉立地審査指針」の基本目標には

1と2. 重大事故（またはこれを超える事故）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

○「原子炉立地審査指針」の基本目標を達成するための条件には

1. 原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること

2. 非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること

3. 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること

となっています。

県の避難計画では、PAZ 圏だけでも2万人、UPZ 圏を加えると44万人。

「原子炉立地審査指針」の人口密集地帯からある距離だけ原発は離れていることに反していることは明らかです。県は、避難計画はできないと、国に明言すべきではありませんか。

質問4. 県の避難計画は、県民総参加の避難訓練をしてこそ検証できます。

自家用車で駆けつける大勢の避難民を避難所に案内してください。避難所でプライバシーが守られるのか、コロナ対策は十分なのか、医療機関・金融機関や買い物などをどのようにするか、駐車場はどうなっているか、ここで何か月も暮らすイメージを避難民が持てるようにしてください。

どうして、市民が避難所まで行く避難訓練をしないのですか。

質問5. 3月の地域の会で、県に質問しました。

避難経路所や避難所（県は救護所と言う）に県が派遣する人数を聞きました。災害の規模や状況等を踏まえて県対策本部で調整、事前に定めていないと回答

がありました。なぜ、最悪の場合を想定しないのですか。
最悪の場合を想定して、それぞれの派遣人数を教えてください。

質問 6. そもそも、PAZ は、放射性物質が放出される可能性がある事態が発生した段階で避難開始です。放射性物質が放出される前です。県はどうやって、災害の規模や状況等がわかるのですか。PAZ の避難開始の仕組みを県はわかっているのかと思えません。

PAZ の避難指示は県が出すわけですが、東電の通報を受けてから、市村、警察、自衛隊、船舶、交通機関、複数の避難先自治体等との調整に時間を割いたうえで、柏崎刈羽住民に指示を出すことと思います。いったい、放射性物質の放出が迫っている中で、どれだけ住民を待たせるのですか。この調整時間を昼、夜、平日、休日、季節等によって変わるとは思いますが、何時間かけるつもりか教えてください。

質問 7. 様々な調整がついたところから、派遣隊や警察が県庁の対策本部から出発することと思います。調整後直ちに柏崎刈羽 PAZ 住民に避難指示を出せば、糸魚川、妙高、新井、湯沢の避難先に柏崎刈羽の PAZ 住民の方が早く到着するのではありませんか。そうすると警察の規制のないところで交通事故が起こるとか、避難先で急病人が出るとか、収集のつかない事態が発生します。県はそれを避けるために、派遣隊や警察の配置を完了させて住民への指示を出すことでしょう。調整時間にさらに防護体制確立時間が加えると、何時間、避難住民を待たせるのですか。時間の見積もりを教えてください。

質問 8. 特に、新潟地震のように、県庁周辺の被害が大きいこともあります。派遣隊の編成が不十分になる上に、電車も車も普通になるのではありませんか。避難先への派遣隊移動が普段どおり出来るとは思えません。新潟地震と原発事故が合わせて起こった場合、どのようにするのでしょうか。

質問 9. 「原子炉立地審査指針」の基本目標にあるとおり、周辺の公衆に放射線障害を与えないことが避難の基本です。

UPZ 圏住民は、プルーム通過後に避難することになっています。PAZ でも複合災害の場合、屋内退避をするようになっています。県の避難計画は「指針」の基本目標を逸脱しています。避難計画の「実効性」とは住民全て被ばくなしで避難する対策だと思いますが、県が考える避難計画の「実効性」は被ばくありということですか。

質問 10. 2019 年 1 月、柏崎の桜井市長が自ら積雪時に指定避難ルートを試験走行しました。積雪時、夜間の住民避難は危険を伴う。住民に自宅待機・屋内退避で避難とすべきだと述べています。検証したのは柏崎・高柳地区ですから UPZ 圏での危険性を述べたこととなります。UPZ 圏の住民に避難指示が出るのは、空間線量が $500 \mu\text{v/h}$ 以上になり、屋内には危険ということで発出されるわけです。いつ、だれが被ばく覚悟の指示を出すのか 19 年 8 月に地域の会で県に質問しました。国の原子力対策本部長の内閣総理大臣が出すという回答で

した。具体的ではありません。

空間線量の予測は事故現場の東京電力です。地域での測定は県です。予測と測定結果が県や市に通報され、県が国に伺いを立てて、許可の後、避難指示が出るのではありませんか。国に伺いを立てるとき、高線量下の屋内避難にするか、孤立集落として自衛隊による空輸か、道路開啓で対応するか県が判断して進言するのではありませんか。これがまとまるまでに相当時間がかかるように思いますが、具体的なことを教えてください。

回 答

- 1 避難計画に完璧や完成というものは無く、計画の実効性向上に向けた取組には終わりは無いものと考えております。

このため、県としては、訓練の中で明らかになった課題の解決に取り組み、その結果を適宜計画へ反映することを繰り返すことによって、その実効性を高めてまいりたいと考えております。

- 2 避難計画の実効性をより高いものとしていく取組には終わりは無いものと考えており、県内に原子力発電所がある限り、実効性向上に向けた取組を進めていきます。

- 3 県としては、県内に原発がある限り、避難計画の実効性向上に向け取り組んでまいります。また、権限を持つ国でなければ解決できない課題については、国に対応を求めてまいります。

- 4 原子力防災訓練については、原子力災害時の対応力の向上を図ることを目的に、住民の皆さまの協力を得ながら実施しており、県民総参加による避難計画の検証を目的とはしておりません。

なお、今年度の原子力防災訓練については、多くの避難者が避難した場合においても、より円滑に対応できるようするため、市町村とも連携し、昨年度より住民参加規模を拡大して実施するよう準備を進めていきます。

- 5 避難経路所や避難所の運営支援など市町村への支援については、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において、「県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力に努める。」と定めています。

個々の避難経路所への派遣人数等については、市町村からの応援要請の内容や災害の規模、避難経路所及び避難所の状況等を踏まえ、県災害対策本部で調整の上、必要に応じて支援を行うため、事前には定めておりません。

- 6 P A Z住民の避難については、国からの県、柏崎市、刈羽村に対する指示等を受け実施されます。県地域防災計画（原子力災害対策編）では、施設敷地緊急事態発生後に迅速に避難開始できるよう、警戒事態発生段階から、国の要請等により、市町村と協力し、避難先警戒事態の段階から、避難ルート・避難先、移動手段の確保等の避難の準備を実施することとしています。

また、すべての避難所の開設準備が整う前から避難開始できるよう、避難時には、まずは避難経路所に向かっていただき、そこで受入準備の整った避難所へ、避難者を振り分け、誘導することとしています。

- 7 避難所の運営については、市町村による原子力安全対策に関する研究会の「原子力災害時の避難所運営マニュアル」において、初期段階は避難先市町村が担い、その後、避難元市町村が早期に運営を引き継ぎ、避難者による自主運営に切り替えるも

のとしています。

また、避難時の交通誘導及び交通規制については、まずは各警察署において実施し、必要に応じて警察本部からも応援を派遣します。

県は、市町村からの応援要請に対し、要請の内容や災害の規模、避難所の状況等を踏まえ、県災害対策本部で調整の上、必要に応じて支援を行います。

- 8 7の回答のとおり、避難所の運営については、初期段階は避難先市町村が担うこととなっています。

なお、市町村への支援については、応援要請の内容や災害の状況等に応じて、本庁だけでなく各地域振興局からも実施します。

- 9 県としては、国の原子力災害対策指針を踏まえ、県民の安全を最優先に、被ばくが健康に影響のないようにとどめられ、かつ、大きな混乱なく確実に実行できることについて相当程度の確証が持てるよう、広域避難計画を策定しています。

- 10 放射性物質放出後におけるUPZ内の避難等については、緊急時モニタリングの測定結果が常時国に送られ、その結果に基づき、国が、OIL1に基づく避難については数時間以内を目途に、OIL2に基づく一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき区域等を判断し、原則、国の原子力災害対策本部の本部長である内閣総理大臣から、指示が出されます。

また、国が指示を出す際には、事前に、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等において、県や市町等から、避難の対象区域、避難ルートや移動手段などについて、状況把握を行うこととされています。